

【更新】令和8年1月21日からの大雪に伴う災害により被害を受けられました皆さまへ

東日本少額短期保険株式会社

代表取締役社長 南部 剛史

令和8年1月21日からの大雪に伴う災害により被害を受けられました皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、今回の令和8年1月21日からの大雪にかかる災害等（災害のおそれを含む）により災害救助法が適用された以下地域の市町の被災者等に対し、「保険料のお支払い」（継続手手続きを含む）につきまして、払込期間の猶予措置を設けるなどの措置を実施いたします。

■災害救助法適用市町

【青森県】

青森市
弘前市
黒石市
五所川原市
むつ市
つがる市
平川市
東津軽郡今別町
東津軽郡蓬田村
東津軽郡外ヶ浜町
西津軽郡鰺ヶ沢町
北津軽郡板柳町
北津軽郡鶴田町
上北郡野辺地町
西津軽郡深浦町
中津軽郡西目屋村
南津軽郡藤崎町
南津軽郡大鰐町
南津軽郡田舎館村
北津軽郡中泊町
上北郡六ヶ所村

【秋田県】

能代市
大館市
鹿角市
北秋田市
鹿角郡小坂町
北秋田郡上小阿仁村
山本郡藤里町

【新潟県】

小千谷市
魚沼市
長岡市

(内閣府ホームページ：災害救助法の適用状況をご参照ください)

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyu.html

■特例措置

災害救助法適用地域にお住いのご契約者・被保険者の契約について、
保険料の払込猶予期間を延長する措置を実施いたします。
※別途お客様の状況に応じた柔軟な対応を講じてまいりますので下記までお気軽にご相談下さい。

お問い合わせはこちらまで

○「賃貸住宅プラン」「LIVE サポートプラン」のご契約者様

0120 - 062 - 588 (平日 9:30~17:30)

○「住まいる保険」のご契約者様

0120 - 533 - 570 (平日 9:30~17:30)